

[リース取引関係]

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

	原子力発電設備	配電設備	業務設備	その他	合 計
取得価額相当額	6,222百万円	7,384百万円	29,627百万円	8,117百万円	51,351百万円
減価償却累計額相当額	2,262百万円	4,126百万円	11,845百万円	4,389百万円	22,624百万円
中間期末残高相当額	3,959百万円	3,257百万円	17,782百万円	3,727百万円	28,727百万円

2. 未経過リース料中間期末残高相当額

	1 年 内	1 年 超	合 計
未経過リース料中間期末残高相当額	8,929百万円	19,798百万円	28,727百万円

3. 当中間期の支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	5,090百万円
減価償却費相当額	5,090百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

なお、取得価額相当額及び未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。